

想定される論点

受入基準について

【現状】

- 一定の規模要件（改変面積 3,000m² 以上）を満たしている工事については、環境確保条例に基づき、土地利用履歴調査を実施することになっている。規模要件を満たしていない場合でも、東京都の工事においては、土地利用履歴調査を実施することになっている。

環境確保条例 第 117 条

規則で定める面積（3,000m²）以上の土地において行う土地の切り盛り、掘削等規則で定める行為を行う者は、土壤汚染対策指針に基づき、当該土地の改変を行う土地における過去の有害物質の取扱事業場の設置状況等規則で定める事項について調査し、その結果を知事に届け出なければならない。

環境確保条例の施行に伴う都有地に係る土壤汚染対策について（13 環改有第 167 号）

3,000m² 未満の土地の改変については条例が適用されないが、土壤汚染対策を推進する東京都の立場から、3,000m² 未満の土地の改変時にも、条例の手続きに準じて協議願います。

- 現在の基準では、試験頻度を 2,000m³ に 1 回としており、トンネル工事などの大量の土砂が発生する工事についても、同じ条件となっている。

- ・ 例えば、外径 11m のシールドトンネル（断面積 約 100m²）で、平均日進を 10m とすると、2 日に 1 回に試験をしなければならない。（首都高品川線 外径 12.3m, 12.5m）
- ・ 港湾局や再利用センターでは、トンネルや道路などは 300m に 1 回という基準を設けている。

- 現在の基準では、化学性状試験の項目数を 44 [溶出 32 + 含有 10 + ダイオキシシン 2] としており、全ての搬出元に対して試験の実施を求めている。

現在の法令における土壤汚染に関する基準及び他機関基準の試験

環境確保条例	土壤汚染対策法	港湾局基準	再利用センター基準
35 項目	34 項目	45 項目	36 項目
溶出 26 + 含有 9	溶出 25 + 含有 9	溶出 32 + 含有 11 + ダイオキシシン 2	溶出 26 + 含有 9 + ダイオキシシン 1

試験項目の数が異なるため項目数に差があるが、現在の受入基準と港湾局基準は同様の基準、また、環境確保条例と土壤汚染対策法は同様の基準となっている。

- 現在の基準では、試料採取の方法を定めていない。

港湾局基準や再利用センター基準では、次のように定めている。

- ① 地表面から 50cm 前後から採取する
- ② ダイオキシシンは地表面から 5cm 前後から採取する
- ③ トンネル掘削工事は断面内またはその付近から採取する

【論点】

市場が移転してくることを前提として、安全な盛土工事を行うために検討する視点としては、主に以下のとおりである。

- 土地利用履歴の確認方法について
- 搬入土の品質確保と現場の合理的な施工監理の視点を考慮した、適切な試験方法のあり方について
- 搬入土の品質確保の視点を考慮した、適切な試験項目のあり方について
- 搬出元工事の種類や場所等の実状に応じた、適切な試料採取方法について